

水質総量削減制度の概要

1 目的

人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する。

2 対象水域（指定水域）

東京湾，伊勢湾，瀬戸内海

3 対象項目（指定項目）

化学的酸素要求量（COD），窒素含有量，りん含有量

4 対策の概要

（1）対策事業の実施

生活排水に係る汚濁負荷量を削減するため、下水道，浄化槽等の整備を推進する。

（2）総量規制基準による規制

一定規模以上の特定事業場に対し，汚濁物質の排出量の総量に対する規制を行う。

（3）削減指導等

小規模事業場，畜産・農業等に対し，汚濁負荷削減の指導を行う。

5 経緯

これまで，昭和 54 年から 8 次にわたり水質総量削減を実施してきた。

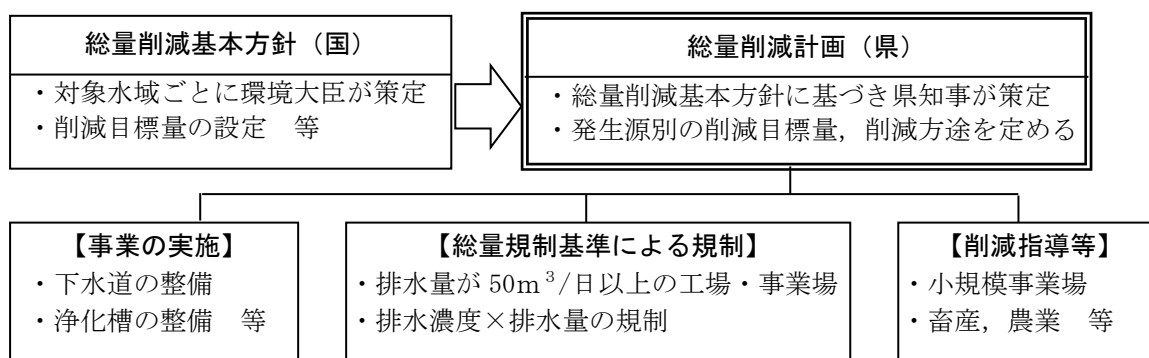
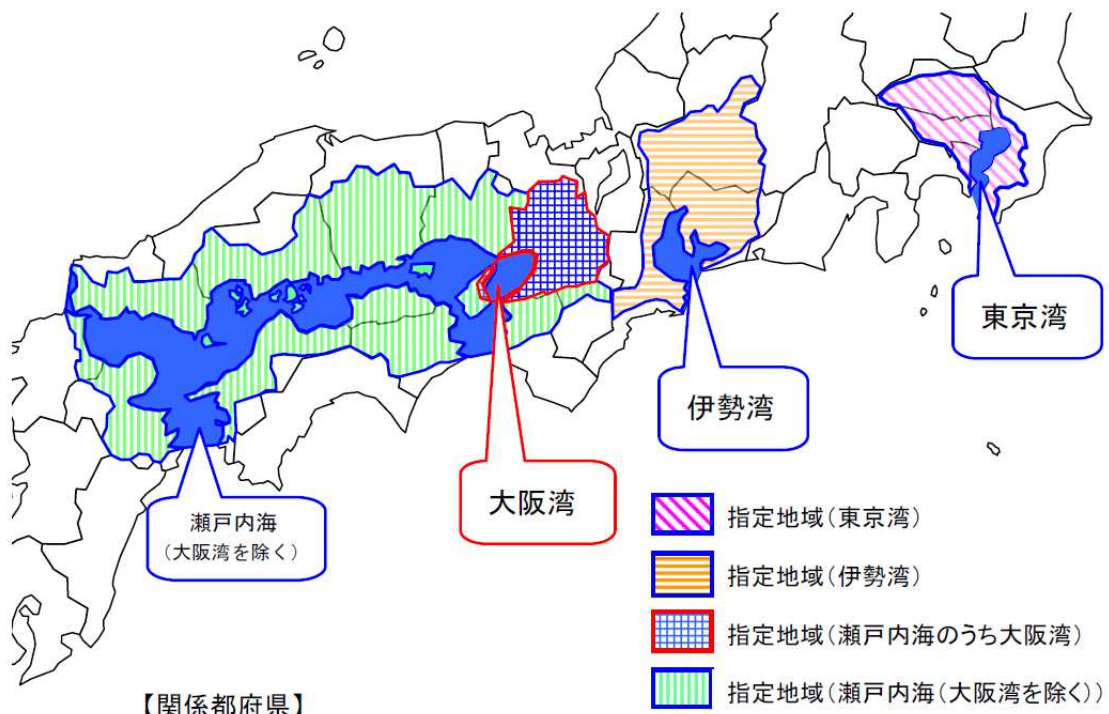


図 1 水質総量削減制度の概要



【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図2 対象水域(指定水域)及び指定地域

○ 水質総量削減制度の沿革

	基本方針策定	目標年度	指定項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	COD, 窒素, りん
第6次	平成18年11月	平成21年度	COD, 窒素, りん
第7次	平成23年6月	平成26年度	COD, 窒素, りん
第8次	平成28年9月	平成31年度	COD, 窒素, りん